

仕 様 書

1 業務の名称

西部水資源再生センターほか19か所悪臭測定業務

2 業務場所

西部水資源再生センター	広島市西区扇一丁目ほか1町
戸坂中継ポンプ場	広島市東区戸坂くるめ木一丁目1-56
天水ポンプ場	広島市東区牛田新町四丁目4-25
三滝中継ポンプ場	広島市西区三滝本町二丁目6
竜王中継ポンプ場	広島市西区竜王町3-5
山手中継ポンプ場	広島市西区山手町9-23
己斐中継ポンプ場	広島市西区己斐本町一丁目8-31
八木中継ポンプ場	広島市安佐南区八木九丁目37-10
尾和ポンプ場	広島市安佐北区深川二丁目56-1
院内中継ポンプ場	広島市安佐北区深川四丁目9-15
小田ポンプ場	広島市安佐北区口田南一丁目25-9
勝木第一中継ポンプ場	広島市安佐北区可部町大字勝木1135-1
勝木第二中継ポンプ場	広島市安佐北区可部町大字勝木2374-1
中河内中継ポンプ場	広島市安佐北区可部町大字勝木字横畑746-1
久地第一中継ポンプ場	広島市安佐北区安佐町大字久地1485-2
久地第二中継ポンプ場	広島市安佐北区安佐町大字久地1054-1
飯室第一中継ポンプ場	広島市安佐北区大字飯室1533
飯室第二中継ポンプ場	広島市安佐北区大字飯室1939-19
美の里ポンプ場	広島市佐伯区美の里一丁目
魚切中継ポンプ場	広島市佐伯区五日市町大字下河内1106-2

3 業務の目的

本業務は、西部水資源再生センターほか19ポンプ場の周辺環境の保全を図るため、悪臭測定を行うものである。

4 測定回数及び試料採取時期

(1) 測定は、2回行うものとする。

(2) 試料採取時期は、次のとおりとする。

ア 第一回 令和8年10月1日～令和8年10月30日

イ 第二回 令和9年1月4日～令和9年1月29日

5 測定方法等

(1) 臭気指数測定は、臭気指数及び臭気排出強度の算定方法(平成7年環境省告示第63号)に規定される方法で行うものとする。

(2) 試料採取場所は、西部水資源再生センター11か所、ポンプ場19か所とし、詳細は別紙のとおりとする。

6 提出書類及び報告書

(1) 業務開始前に業務実施計画書を提出し、承認を得た後に業務を行うものとする。
また、第一回、第二回の試料採取日程確定後の予定表についても同様とする。

- (2) 次に掲げるものを提出するとともに、業務の履行状況を明らかにしておかなければならない。

なお、ア及びイは契約締結後10日以内に提出するものとする。

ア 現場責任者選任及び従業員名簿

臭気判定士の資格を有する者を含み、当該免状の写しも併せて提出するものとする。

イ 緊急時連絡先

ウ 業務実施報告書及び業務写真帳

測定した翌月の20日までに、業務実施報告書及び業務写真帳を提出するものとする。

業務実施報告書には、測定集計、計算記録のほか、排出口試料については臭気排出強度の計算記録も添付するものとする。

エ その他業務の実施にあたり、発注者の必要とするもの。

7 経費の負担

西部水資源再生センターほか19ポンプ場内の業務に必要な電気料及び水道料は発注者の負担とする。ただし、その使用にあたっては極力削減に努めるものとする。

8 業務の実施

- (1) 業務は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日を除く日に行うものとする。

また、作業時間は、広島市の通常勤務時間内を行うことを原則とする。ただし、発注者が必要としたときはこの限りではない。

- (2) 業務の実施に必要な人員、機器及び機材等を常時確保し、円滑な履行に努めなければならない。

- (3) 測定の結果が規制基準値を超えた場合は、直ちに発注者に報告し、その指示を受けるものとする。

- (4) 従業員は、この業務に適した衣服を着用するものとする。

9 遵守事項

- (1) 作業実施前後には、発注者に連絡及び報告するものとする。

- (2) 業務中は、その業務が西部水資源再生センターほか19ポンプ場の運転業務の支障とならないよう努めなければならない。

- (3) 作業に使用する機器等は、十分に調整整備し使用するものとする。

- (4) 作業は、労働安全衛生法等関係法規を遵守して安全対策を十分に行うものとする。

10 その他

この仕様書に疑問があるとき又は定めのない事項については、発注者と受注者とで協議の上、定めるものとする。